

議案第 56 号

令和 5 年 度

名 取 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(第 4 号)

名 取 市

令和5年度名取市一般会計補正予算
(第4号)

令和5年度名取市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ833,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,033,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

名取市長 山田 司郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,565,725	千円 177,409	千円 6,743,134
	2 国庫補助金	2,286,614	177,409	2,464,023
16 県支出金		2,469,342	2,249	2,471,591
	2 県補助金	587,441	2,249	589,690
18 寄附金		400,000	30,000	430,000
	1 寄附金	400,000	30,000	430,000
19 繰入金		2,417,989	171,531	2,589,520
	2 基金繰入金	2,327,989	171,531	2,499,520
21 諸収入		813,287	6,400	819,687
	5 雑入	395,169	6,400	401,569
22 市債		2,419,200	446,100	2,865,300
	1 市債	2,419,200	446,100	2,865,300
歳 入 合 計		34,200,305	833,689	35,033,994

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,271,047	千円 152,737	千円 3,423,784
	1 総務管理費	2,598,996	147,985	2,746,981
	3 戸籍住民登録費	205,426	4,752	210,178
3 民生費		13,167,115	139,838	13,306,953
	1 社会福祉費	3,689,745	127,568	3,817,313
	2 老人福祉費	1,105,994	5,950	1,111,944
	3 児童福祉費	7,231,677	1,357	7,233,034
	4 生活保護費	1,078,361	2,506	1,080,867
	5 災害救助費	61,338	2,457	63,795
4 衛生費		2,866,028	12,763	2,878,791
	1 保健衛生費	1,825,141	12,763	1,837,904
6 農林水産業費		549,635	5,600	555,235
	1 農業費	491,344	5,000	496,344
	3 水産業費	29,140	600	29,740
8 土木費		4,007,286	242,365	4,249,651
	2 道路橋梁費	1,550,184	241,459	1,791,643
	4 都市計画費	819,396	906	820,302
9 消防費		1,775,450	0	1,775,450
	1 消防費	1,775,450	0	1,775,450
10 教育費		4,440,558	276,886	4,717,444
	1 教育総務費	404,402	0	404,402
	2 小学校費	1,051,986	337	1,052,323
	3 中学校費	444,553	5,047	449,600
	4 義務教育学校費	134,399	250	134,649
	5 社会教育費	1,209,148	234,803	1,443,951
	6 保健体育費	1,196,070	36,449	1,232,519

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		千円 35,917	千円 3,500	千円 39,417
	2 災害援護資金貸付金	0	3,500	3,500
歳 出 合 計		34,200,305	833,689	35,033,994

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
なとりスーパーキッズ育成事業	令和6年度～令和11年度	228,000
下増田児童センター指定管理料	令和6年度～令和9年度	155,200
子育て支援拠点施設指定管理料	令和5年度～令和10年度	81,695
史跡雷神山古墳保存 活用計画作成委託料	令和6年度	5,500
館腰公民館改築工事設計委託料	令和6年度	25,400
館腰公民館改築工事地質調査委託料	令和6年度	5,100
館腰公民館改築工事造成設計委託料	令和6年度	3,100

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通財産整備事業	55,800	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
災害援護資金貸付金	3,500			

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
道路橋梁整備事業	853,600	983,500
消防施設整備事業	456,700	534,700
防災施設整備事業	117,000	117,800
公民館建設事業	28,200	204,100
スポーツ施設整備事業	14,100	16,300

議案第 57 号

令和 5 年 度

名取市土地取得特別会計補正予算

(第 1 号)

名 取 市

令和5年度名取市土地取得特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度名取市の土地取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

名取市長 山田 司郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 35,917	千円 242,182	千円 278,099
	1 繰入金	35,917	242,182	278,099
4 借入金		55,970	△32	55,938
	1 借入金	55,970	△32	55,938
歳 入 合 計		91,895	242,150	334,045

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸支出金		千円 91,894	千円 242,150	千円 334,044
	1 諸支出金	91,894	242,150	334,044
歳 出 合 計		91,895	242,150	334,045

議案第 58 号

令和 5 年 度

名取市介護保険特別会計補正予算

(第 1 号)

名 取 市

令和5年度名取市介護保険特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度名取市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,855,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

名取市長 山田 司郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 1,266,034	千円 △2,114	千円 1,263,920
	1 介護保険料	1,266,034	△2,114	1,263,920
2 国庫支出金		1,222,598	4,232	1,226,830
	2 国庫補助金	245,195	4,232	249,427
歳 入 合 計		5,853,668	2,118	5,855,786

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 5,462,955	千円 2,118	千円 5,465,073
	1 介護サービス等諸費	5,462,955	2,118	5,465,073
歳 出 合 計		5,853,668	2,118	5,855,786

議案第 59 号

令和 5 年 度

名取市宅地造成事業特別会計補正予算

(第 1 号)

名 取 市

令和5年度名取市宅地造成事業特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度名取市の宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,172,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年6月8日提出

名取市長 山田 司郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 737	千円 459,813	千円 460,550
	1 財産収入	737	459,813	460,550
2 繰入金		55,970	△32	55,938
	1 繰入金	55,970	△32	55,938
5 市債		657,000	△1,300	655,700
	1 市債	657,000	△1,300	655,700
歳 入 合 計		713,709	458,481	1,172,190

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 713,408	千円 0	千円 713,408
	1 事業費	713,408	0	713,408
2 諸支出金		1	242,181	242,182
	1 繰出金	1	242,181	242,182
4 公債費		0	216,300	216,300
	1 公債費	0	216,300	216,300
歳 出 合 計		713,709	458,481	1,172,190

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
工業立地基盤整備 事業貸付金	137,600	証書借入 又 は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件に よる。 なお、市財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借り換えす ることができる。
内 陸 工 業 用 地 造 成 事 業	34,500			
住宅用地造成事業	483,600			